

侵害コンテンツのダウンロード違法化等に関するパブリックコメント 質問事項及び回答様式

1. 基本的な考え方

(1) 「深刻な海賊版被害への実効的な対策を講ずること」と「国民の正当な情報収集等に萎

縮を生じさせないこと」という2つの要請を両立させた形で、侵害コンテンツのダウンロード違

法化（対象となる著作物を音楽・映像から著作物全般に拡大することをいう。以下同

- ① 賛成
- ② どちらかという賛成
- ③ どちらかという反対
- ④ 反対
- ⑤ 分からない

<回答欄>
④

2. 懸念事項及び要件設定

(1) 侵害コンテンツのダウンロード違法化を行うことによる懸念事項として、下記(1)～(vii)

のそれぞれについて懸念される程度を、①～⑤から一つを選択の上、回答欄に記入して下さい

(i) インターネット上に掲載されたコンテンツは、適法にアップロードされたのか違法にアッ

プロードされたのか判断が難しいものが多いため、ダウンロードを控えることに

- ① とても懸念される
- ② どちらかという懸念される
- ③ あまり懸念されない
- ④ 全く懸念されない
- ⑤ 分からない

<回答欄>
①

(ii) 重要な情報をスクリーンショットで保存しようとする際に、違法画像等
(例：SNS

- ① とても懸念される
- ② どちらかという懸念される
- ③ あまり懸念されない
- ④ 全く懸念されない
- ⑤ 分からない

<回答欄>
①

(iii) 漫画の1コマのダウンロードや、論文の中に他人の著作物の違法引用が
されている

場合の当該論文のダウンロードなど、ごく一部の軽微なダウンロードでも違

- ① とても懸念される
- ② どちらかという懸念される
- ③ あまり懸念されない
- ④ 全く懸念されない
- ⑤ 分からない

<回答欄>
①

(iv) 原作者の許諾を得ずに創作された二次創作・パロディのダウンロードが、違
法に

- ① とても懸念される
- ② どちらかという懸念される
- ③ あまり懸念されない
- ④ 全く懸念されない
- ⑤ 分からない

<回答欄>
①

(v) 無料で提供されているコンテンツ（例：無料で配布・配信されている雑
誌、漫

画、ネット記事）が違法にアップロードされている場合に、そのダウンロードが
違法に

- ① とても懸念される
- ② どちらかという懸念される
- ③ あまり懸念されない
- ④ 全く懸念されない
- ⑤ 分からない

<回答欄>
①

(vi) 権利者がアップロードを問題視していない（黙認している）場合でも、ダウ
ンロード

- ① とても懸念される
- ② どちらかという懸念される
- ③ あまり懸念されない
- ④ 全く懸念されない
- ⑤ 分からない

<回答欄>
①

(vii) 権利者により濫用的な権利行使がされる可能性や、刑事罰の規定の運
用が

- ① とても懸念される
- ② どちらかという懸念される
- ③ あまり懸念されない
- ④ 全く懸念されない
- ⑤ 分からない

<回答欄>
①

(viii) その他、懸念事項があれば記入して下さい。

<回答欄> (自由記述) 海賊版サイトの被害は深刻で緊急の対策が必要であることは理解しますが、ダウンロード違法化・刑事罰化は個人の私的領域内での活動の自由を制限し、社会や文化の発展を阻害するものであり導入に反対します。

著作権法はもともと、個人の私的な利用であれば著作権者の許諾なしでも複製を認めてきました。それは、権利者の被害が小さいという理由だけではなく、個人の私的領域内での活動の自由を保障するという目的もあるためであります。個人が多くの著作物に手軽に触れることができるからこそ自らを豊かにし、社会や文化を発展させることができます。ダウンロード規制は著作権者の権利とユーザーの知る権利のバランスを崩し、かえって立法目的である「文化の発展」を阻害するものと思われます。

また、コンテンツが違法かどうかは結局ダウンロードするまでわからない場合も多く、インターネットの利用行為そのものへの委縮効果をもたらすおそれがあります。ダウンロード違法化が著作権法第30条（私的利用の権利制限）の例外だとすれば、他の権利制限（学術利用や、最近の改正では第30条の4（著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用）など）を根拠にダウンロードしたとしても、捜査の段階では外形的に区別のつきようがないため、本来権利が働かない利用まで刑事罰の対象となるおそれを懸念して、検索サービスやAIによるデータ解析のための自動収集（クローリング）、そのための技術開発まで委縮するというおそれがあるように思われます。



(2) 上記の懸念などを踏まえ、具体的にどのような要件・内容とすることが望ましいと考えます

か。下記 (i) 及びその回答に応じた (ii) ~ (vi) の回答欄に記入して下さい
(i) 侵害コンテンツのダウンロード違法化に関する文化庁当初案 (添付 1 ~

3 参

照) について、どのように考えますか。①~⑤から一つを選択の上、回答欄に記入

- ① 適切である (文化庁当初案のままで良い)
- ② 違法となる対象が広い (文化庁当初案よりも違法化の対象を絞りこむべき)
- ③ 違法となる対象が狭い (文化庁当初案よりも違法化の対象を広げるべき)
- ④ 具体的な要件の適否は分からないが、バランスのとれた内容とすべき (政府における検討に委ねる)
- ⑤ 要件にかかわらず、侵害コンテンツのダウンロード違法化自体を行うべきではない

<回答欄>
⑤

(ii) (i) で①を選択した場合、その理由を教えてください。その際、「深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること」と「国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせないこと」

<回答欄> (自由記述)



(Ⅲ) (1)で(2)を選択した場合、どのような要件にすべきと考えますか、埋田とともに記入し

て下さい。その際、「深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること」と「国民の正当な

情報収集等に萎縮を牛じさせない」との二つの要請のバランスに留意しつつ、記入

<回答欄> (自由記述)



(iv) (i) で③を選択した場合、どのような要件にすべきと考えますか、理由とともに記入し

て下さい。その際、「深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること」と「国民の正当な

情報収集等に萎縮を生じさせないこと」の2つの要請のバランスに留意しつつ、記入

<回答欄> (自由記述)



(v) (i) で④を選択した場合、その理由を教えてください。

<回答欄> (自由記述)

(vi) (i) で⑤を選択した場合、その理由を教えてください。

<回答欄> (自由記述) 第一に、海賊版サイト対策として、ダウンロード違法化・刑事罰化の効果は限定的であると考えられます。規制導入によって国民や社会が被る影響の深刻さと比べて、効果があまりに小さいと思われます。2018年10月、知的財産戦略本部の「検証・評価・企画委員会」に、「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」の座長報告として提出された中間まとめ案の中でも、「海賊版対策として一定の効果がある可能性はある」としながらも、「漫画村など近年問題とされている主要な海賊版サイトは、ダウンロードを伴わないストリーミング方式を採用しており、ダウンロードを違法化したとしても、これらの海賊版サイトへの直接の対策にはならない」「違法にアップロードされた音楽・映像のダウンロードは既に違法化されており、これにより、ダウンロード自体は減少したものの、ストリーミング方式の「Anitube」や「Miomio」等の利用は引き続き広く行われていたことから、海賊版サイトの視聴行為への間接的な抑止効果も限定的である可能性がある」などと指摘しているところです。

第二に、対象を海賊版サイトに限定した場合、何を対象とするかの定義や判定が難しいことがあげられます。仮に、「明らかに違法で、権利者に与える損害額が大きい」という要件を設けたとしても、それを誰が判断するのでしょうか。恣意的に運用され、表現の自由や知る権利を侵害される恐れも排除できないと考えます。

第三に、既にダウンロードが違法化、刑事罰化されている音楽や映像について法律施行後7年以上経つにも関わらず、実際に摘発された例を聞かないことから、法の実効性が疑われることもあります。3. 侵害コンテンツのダウンロード違法化に関するQ & A (2) (問4) には「実際の権利行使・摘発には至らずとも、抑止効果は期待できるものであり、現に、音楽・映像のダウンロード刑事罰化によって相当程度の効果が確認されています(補足資料①参照)。」とありますが、法改正が行われた直後の平成24,5年はともかく、2018年6月にネットエージェント株式会社が報道発表した「2018年P2P利用状況調査結果」を見ると、2018年の現在でも著作物の違法な共有は活発に行われているとみられ、Winnyに至ってはゴールデンウィーク期間(4月26日～5月8日)の利用者数が2016年からやや増加していることが分かっております。5. 補足資料① 音楽・映像分野における違法ダウンロード刑事罰化による抑止効果にある「ファイル共有ソフト(Winny)での「有償著作物等」のファイル数の推移」のような調査は、施行直後だけでなく、その後も継続的に行う必要があると考えます。施行直後は刑事罰適用の懸念から一時的に利用者は減るとしても、その後何年も刑事罰が実際に適用された事例がないことが分かれば、徐々に利用者は増えてくると考えられます。刑事罰があるにも関わらず適用されないということが分かれば、法の権威を損なうのみならず、国民の法に対する信頼を揺るがしかねないと思います。

3. その他

(1) 侵害コンテンツのダウンロード違法化に関して、上記のほか御意見があれば、記入して下さい。

<回答欄> (自由記述) (1) (vi) で述べたとおり、音楽・映像（録音・録画）ダウンロード違法化により一人も摘発者が出ていないと見受けられ、また、

既に音楽・映像においては、ストリーミング方式での視聴が一般的になりつつあります。このことから、ダウンロード違法化は実効性が乏しい、またはその実効性に疑いがあることは明白です。

(2)さらに、「漫画・雑誌のほか、音楽、アニメ・映画、写真集・文芸書・専門書、ビジネスソフト、ゲーム、学術論文など、著作物の分野・種類を問わず、被害が発生。」(資料「添付1」P1_「海賊版被害の実態及び早急な法整備の必要性について」_2つ目矢印)とされていますが、これらの著作物の創作には、様々な第三者の著作物を参考にすることがあり得ることは当然かつ周知の事実であり、これを包括的に規制することにより、何よりも漫画家、作家、ゲームクリエイター、研究者等の新たな、および多様な創作、創作活動の障害となりうるものが考えられます。よって、ダウンロード違法化に労力をかけたにもかかわらず、実効性のない法律が増え、また、結果として国民の文化活動に対する萎縮効果のみが残る結果になることが予想されます。

(3)また、公開が前提とされている特許権、意匠権等の産業財産権と比べて、公開制度が無く、無方式主義である著作権分野においては、既存の著作物に対するアクセスが制限された場合、クリエイターは既存の創作物を確認した上で、創作活動を行えなければ却って著作権侵害紛争に増加に繋がる恐れがあります。

以上により、少なくとも、

①ダウンロード違法化については漫画家、学術論文制作者、ゲーム制作者等と直接的に議論を尽くすべきものと考えます。

②2012年10月1日から実施されている音楽・映像ダウンロード違法化の効果につき、逮捕に至るような事例があり、効果が実証されているのか、また、保護の対象となった音楽・映像産業関係者およびクリエイターが本来望んだ結果がもたらされたのかどうか、直接的に議論を尽くすべきもので、また、具体的な検証を行うべきものです。なお、パブリックコメント実施時点において、少なくとも音楽・映像産業に「回復困難な損害が生じ」たとは聞かれないと思います。

【結語】

よって、きちんとした検証を尽くさないまま安易に諸外国の制度を導入することは適当でなく、「諸外国でやってるから」我が国でも導入するという手法は安易に過ぎるものと思われます。多様なコンテンツ事業者・個人がコンテンツ産業にかかわる日本の文化的事情、背景を適切に踏まえた議論を尽くすべきであり、性急なダウンロード違法化自体、行うべきではないものと考えます。



(2) リーチサイト対策に関して御意見があれば、記入して下さい。

<回答欄> (自由記述) リーチサイト対策については少なくとも2010年ごろまでにはその問題を認識されたいにもかかわらず、今まで制度的に十分な対策が行われてきませんでした。サイトブロッキングに関する議論も含め、海賊版対策全体の中ではリーチサイト対策を優先してしっかり進めるべきものであると考えます。

ただ、リーチサイトが非親告罪とされている点を懸念しています。運用すべき警察が被害届なしに捜査を行うことができるということは、「深刻な海賊版被害への対策」という目的に照らせば、必要以上の規制がかかる可能性があります。

また、リンク先のコンテンツが侵害コンテンツであることについて過失があった場合にも侵害行為とみなされる点についても、大きな懸念があります。リンク先サイトが置かれているホスティング事業者等に警察の差押え等が行われるとすれば、事業者等に過度な負担を強いるものになります。

(3) その他、海賊版対策全般に関して御意見があれば、記入して下さい。

<回答欄> (自由記述) 海賊版対策で第一に行うべきは、海賊版被害を生じさせているアップロード者に対する権利行使である。第二が正規版コンテンツの流通促進である。関係者が様々な努力と工夫を始めたことは理解しているが、まずはそれらの結果を検証する必要がある。一般国民の権利に大きな制限を加えることを検討するのは、その後ではないか。もちろん、それらだけで完全に海賊版サイト被害がなくなるとは思わないし、ダウンロード違法化などの措置が全く効果がないとも言わないが、海賊版サイト対策に一滴の水も漏らさないような完全なものはない。一連の議論の中で、権利者の被害についての主張に対し、一般国民や社会が長期的に被るであろう損失を主張する声が十分くみとられていないと感じる。

4. 御回答者

①個人／団体	②氏名／団体名	③団体の場合には意思決定のレベル
団体	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会	理事会決定
④連絡先電話番号		⑤メールアドレス
03-5304-7511		info@ai.pa.or.jp

※団体におかれては、団体の業務内容や構成員などが分かる資料の添付をお願いします。